

海外で新型コロナウイルスワクチンを接種した者の取扱いについて

海外・国内での接種を問わず、国内承認済みのワクチン（ファイザー社、武田/モデルナ社、アストラゼネカ社）の接種済回数に応じて、機械的に国内における残りの接種回数を決定することとする。

残り回数の考え方

	海外（※1）	国内初回接種	国内追加接種
海外で国内承認ワクチンを2回接種	① ②		③
海外で国内承認ワクチンを1回接種	①	②（※2）	③
海外で国内未承認ワクチンを2回接種	① ②	① ②（※3）	③
海外で国内未承認ワクチンを1回接種	①	① ②（※3）	③

※1 海外での接種回数（国内での残り接種回数）は、本人の申告に基づいてカウントする。

※2 海外で国内承認ワクチンを1回接種しているケースにおいて、本人又はその保護者から、

- ・ **国内承認ワクチンの接種が2回目である旨の申出があった場合**には、**2回目の接種券を使用**する。
- ・ **特段の申出がない場合**は、**1回目の接種券を使用**する。

※3 医師から国内承認ワクチンと未承認ワクチンの交接種に係る安全性等の科学的知見がないことを説明。